

東京大学大学院総合文化研究科に置かれる講座の組織を定める内規の一部を改正する規則（案）

改正理由：分野の新設に伴い、所要の改正を行うものである。

現 行			改 正		
(略)			(略)		
第2条 講座に次に掲げる分野を置く。			第2条 講座に次に掲げる分野を置く。		
専攻名	講座名	分野	専攻名	講座名	分野
(略)			(略)		
広域科学専攻	(略)		広域科学専攻	(略)	
	生命情報学講座	(略)		生命情報学講座	(略)
		発生細胞生物学分野			発生細胞生物学分野
	(略)			(略)	
	複合系計画学講座			複合系計画学講座	科学技術社会論分野
	(略)			(略)	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。